

# 名家連ニュース

令和3年2月21日(日)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.785号

1.2倍という手帳等級の判定差がどうして生じてしまうのか？原因を考察するために厚生労働省の「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」を掲載します。

一部改正 障発0401第12号 令和2年4月1日 各都道府県知事 殿 厚生省保健医療局長

## 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の抜粋

### 第1 目的

精神障害者保健福祉手帳)は～中略～精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。



### 第2 手帳の交付手続き

#### 1 交付申請

① 精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(別紙様式2。精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後におけるものに限る。)

② 精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し。

※ 年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書。

#### 2 障害等級

障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとし、その基準については、別に通知するところによる。

#### 3 審査及び判定

(2) 都道府県知事は、医師の診断書による申請については、手帳の交付の可否及び障害等級の判定(以下「判定」という。)を、当該都道府県(指定都市においては、当該指定都市。以下同じ。)に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとする。(法第6条第2項)

(3) 年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。

この場合、年金における障害等級が1級であれば手帳における障害等級も1級、2級であれば2級、3級であれば3級であるものとして判定を行う。

(4) 都道府県知事は、市町村長が申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、申請書を受理した日から概ね1か月以内に行うことが望ましい。

※ (1)(5)については省略



#### 4 手帳の様式及び記載事項

(4) 手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする。

※ (1)(2)(3)(5)(6)及び5手帳の交付については省略

#### 6 手帳の交付台帳

(1) 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳交付台帳(以下「手帳交付台帳」という。)を備え、次の事項を記載するものとする。(令第7条第1項、規則第26条)

ア 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 イ 障害等級 ウ 手帳の交付番号、交付年月日

及び有効期限 エ 手帳の再交付をしたときはその年月日及び理由 オ その他必要な事項 (2) 省略  
※回の全国調査でこの「手帳の交付台帳」がネット上でどこを検索しても閲覧できない都道府県があったため、膨大な時間と労力を要しました。

### 第3 手帳の更新、変更等

#### 1 手帳の更新

(1) 手帳の有効期限は2年間であって、有効期間の延長を希望する者は、手帳の更新の手続を行うことが必要である。

(3) 手帳の更新申請は、手帳の有効期限の日の3か月前から行うことができる。(規則第28条第2項)  
なお、有効期限を超過している場合も、手帳の更新申請を行うことができる。

(4) 手帳の更新申請に基づく判定は、医師の診断書による申請については、精神保健福祉センターにおいて判定を行い、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。

※ (2)(3)(8)(9)及び2氏名の変更及び都道府県の区域内の住所変更の届出、3都道府県の区域を越える住所変更の届出については省略

#### 4 障害等級の変更申請

(1) 手帳の交付を受けた者は、手帳の有効期限の期間内であっても、その精神障害の状態が重くなった(又は軽くなった)ことにより、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと考えるときは、障害等級の変更の申請を行い、判定を求めることができる。(令第9条第1項)

(3) 障害等級の変更申請に基づく判定は、医師の診断書による申請については、精神保健福祉センターにおいて判定を行い、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。

※ (2)(4)(5)(6)及び5手帳の再交付、6手帳の返還等、7その他については省略

### 第4 手帳に基づく各種の援助施策の拡充について

#### 2 生活保護との関係

(1) 生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、従来の障害年金証書の写し又は医師の診断書による判定に加えて、手帳の交付又は更新の年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けてから1年6月を経過している者については、手帳による判定もできることとなる(ただし、手帳の障害等級が1級又は2級である者に限る。)

※ (2) 及び1税制との関係、3各種の援助施策の拡充については省略

**詳しくは下記の URL をご参照下さい (CTRL キーを押しながらクリック)**

厚生労働省 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000617852.pdf>

厚生労働省 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000610453.pdf>

厚生労働省障害者手帳ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/techou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html)

現行の判定基準は、診断書を作成する医師、書面審査する判定医の主観で左右され、1.2倍という判定差が生じています。基準の抜本的見直し(ニュース780号)が必要です。(名家連事務局:堀場洋二)

